

第5 医療費助成制度

1 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護費

埼玉県、さいたま市、越谷市、川口市が行っている。さいたま市は平成15年度から、「さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱」により事業を行っている。川口市は平成15年度開始、平成20年度廃止。越谷市は平成27年度開始。川口市は平成30年度開始。

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）療養援護費は、妊娠中毒症、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で7日間以上入院治療した妊産婦に対し、必要な援助を行うものである。（ただし、収入要件あり）

2 未熟児養育医療（母子保健法）

平成24年度までは埼玉県、さいたま市及び川崎市が行っていた。さいたま市は平成14年度から、川崎市は平成15年度から開始。平成25年度からは権限移譲により、県内各市町村が行っている。

未熟児養育医療は、入院医療が必要な未熟児に対し、指定養育医療機関において医療の給付を行うものである。

【養育医療の対象】

- 出生時の体重が2,000g以下のもの
- 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - (1) 一般状態
 - ア 運動不安、けいれんがあるもの
 - イ 運動が異常に少ないもの
 - (2) 体温が摂氏34度以下のもの
 - (3) 呼吸器系、循環器系
 - ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
 - イ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
 - ウ 出血傾向の強いもの
 - (4) 消化器系
 - ア 生後24時間以上排便のないもの
 - イ 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
 - ウ 血性吐物・血性便のあるもの
 - (5) 黄疸
 - 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

3 自立支援医療（育成医療）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成24年度までは埼玉県、さいたま市及び川越市が行っていた。さいたま市及び川越市は平成15年度から開始。平成25年度からは権限移譲により、県内各市町村が行っている。

自立支援医療（育成医療）は、身体上の障害を有する又は現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童であって、確実な治療効果が期待できる場合に、指定自立支援医療機関において医療の給付を行うものである。

医療機関の指定は、県の自立支援医療（更生医療）担当課である障害者福祉推進課が行う。

表 5-1 育成医療の対象（例示）

区分	給付の範囲
肢体不自由によるもの	手術、理学療法（リハビリ・マッサージ）、補装具
視覚障害によるもの	手術
聴覚・平衡機能障害によるもの	手術
音声・言語・そしゃく機能障害によるもの	①手術・術後言語療法 ②唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正 ③唇顎口蓋裂に起因する術後言語療法
心臓機能障害によるもの	手術、心臓移植後の抗免疫療法
腎臓機能障害によるもの	手術、慢性透析療法、腎臓移植後の抗免疫療法
小腸機能障害によるもの	手術、中心静脈栄養法
肝臓機能障害によるもの	手術、肝臓移植後の抗免疫療法
その他内臓障害によるもの	手術
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの	抗HIV療法、免疫調節療法等HIV感染に対する治療

4 結核児童療育給付（児童福祉法）

埼玉県・さいたま市・川越市・川口市・越谷市が行っている。さいたま市及び川越市は平成15年度から、越谷市は平成27年度から、川口市は平成30年度から開始。

結核児童療育給付は、結核に罹患している児童に対し、指定療育機関において医療の給付を行い、また、入院治療を受けながら学業を継続できるように学用品・日用品を支給するものである。

【日用品等支給基準額】

日用品： 18,510円／月

学用品： 小学生＝2,190円／月 中学生＝2,810円／月

表 5-2 妊娠高血圧症候群等療養援護費・未熟児養育医療・自立支援医療（育成医療）
・結核児童療育給付状況 (人)

区 分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護費支給人数		2	1	0	2	0
未熟児養育医療給付	新規承認者数	1,799	1,691	1,840	1,758	1,765
	給付件数（件）	4,861	4,799	4,954	5,144	4,793
自立支援医療（育成医療）	肢体不自由	271	296	271	215	174
	視覚障害	126	86	95	87	98
	聴覚、平衡機能障害	59	44	53	51	39
	音声・言語・そしゃく機能障害	265	352	339	309	248
	心臓機能障害	165	101	111	108	92
	腎臓機能障害	1	6	2	5	1
	小腸機能障害	8	2	3	2	5
	肝臓機能障害	2	5	5	1	1
	その他内臓障害	317	257	286	235	193
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	0	0	0	0	0
	新規承認者数計	1,214	940	949	825	701
	給付件数計（件）	4,820	3,668	3,706	2,859	2,495
結核児童療育給付	給付人数	1	0	0	0	1
	給付件数（件）	1	0	0	0	1

※さいたま市、川越市、越谷市、川口市を含む。 (健康長寿課調)

5 小児慢性特定疾病医療費支給（児童福祉法）

埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市が行っている。さいたま市及び川越市は平成15年度から、越谷市は平成27年度から、川口市は平成30年度から開始。

小児慢性特定疾病医療費支給とは、児童福祉法第19条の2第1項に基づき、児童等の慢性疾病のうち、国の指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性特定疾病等の家庭の医療費の負担軽減を図る制度である。

平成26年5月30日に児童福祉法の一部が改正され、平成27年1月1日から新たな医療費助成制度が確立した。また、小児慢性特定疾病児童等の自立を支援する事業の実施等が定められた。

医療費助成対象疾病数の変遷は次のとおり

- ・児童福祉法改正前（～H26.12.31）：11疾患群・514疾病
- ・児童福祉法改正後（H27.1.1～H29.3.31）：14疾患群・704疾病
- ・H29.4.1の疾病追加後：14疾患群・722疾病
- ・H30.4.1の疾病追加後：16疾患群・756疾病
- ・R1.7.1の疾病追加後：16疾患群・762疾病
- ・R3.11.1の疾病追加後：16疾患群・788疾病

対象年齢：新規申請は18歳未満まで

18歳到達後も引き続き治療が必要な場合は20歳未満まで

対象疾病：国が指定している16疾患群（788疾病）

国が対象疾病を選定する基準

①児童期に発症する疾病であること

②次の4要件すべてに該当する疾病であること

ア 慢性に経過

イ 生命を長期にわたって脅かす

ウ 長期にわたって生活の質を低下させる

エ 長期にわたって高額な医療の負担が続く

③診断基準及びそれに準ずるものがある疾病であること

自己負担：医療保険上の「世帯」の所得に応じた負担上限額月額を設定

※重症患者又は人工呼吸器装着者に認定された場合は、自己負担を減免

なお、認定に当たっては、疾病ごとに基準が設けられており、それに基づいて審査を行っている。

表 5-3 対象疾患

疾患群	疾病の例示
悪性新生物	白血病 リンパ腫 中枢神経系腫瘍 固形腫瘍 など
慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群 IgA腎症 慢性糸球体腎炎 など
慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患 気管狭窄 気管支喘息 など
慢性心疾患	心室中隔欠損症 ファロー四徴症 肺動脈閉鎖症 など
内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症 橋本病 バセドウ病 など
膠原病	若年性特発性関節炎 全身性エリテマトーデス など
糖尿病	1型糖尿病 2型糖尿病 など
先天性代謝異常	糖原病 フェニルケトン尿症 ウィルソン病 など
血液疾患	血友病 血小板減少性紫斑病 再生不良性貧血 ほか
免疫疾患	慢性肉芽腫症 後天性免疫不全症候群 など
神経・筋疾患	ウェスト症候群（点頭てんかん） 結節性硬化症 など
慢性消化器疾患	胆道閉鎖症 先天性胆道拡張症 潰瘍性大腸炎 など
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ダウン症候群 18トリソミー症候群 など
皮膚疾患	眼皮膚白皮症 レックリングハウゼン病 など
骨系統疾患	胸郭不全症候群 骨硬化性疾患 軟骨無形成症 など
脈管系疾患	巨大静脈奇形 巨大動静脈奇形 原発性リンパ浮腫 など

表 5-4 小児慢性特定疾病医療費支給状況 ※ 1

(人)

疾患群	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
悪性新生物	982	1,000	1,035	1,019	1,013
慢性腎疾患	408	390	406	342	318
慢性呼吸器疾患	323	348	369	368	375
慢性心疾患	1,549	1,543	1,521	1,413	1,453
内分泌疾患	1,347	1,322	1,341	1,164	1,042
膠原病	235	261	270	272	273
糖尿病	418	432	449	423	424
先天性代謝異常	154	158	161	148	164
血液疾患*	190	178	182	168	170
免疫疾患*	68	65	75	71	72
神経・筋疾患	608	647	670	681	709
慢性消化器疾患	513	580	598	601	662
染色体又は遺伝子に変化 を伴う症候群 ※ 2	207	238	255	242	267
皮膚疾患 ※ 2	26	27	32	23	28
骨系統疾患 ※ 3	64	70	76	84	88
脈管系疾患 ※ 3	20	21	22	29	32
給付人数計	7,068	7,280	7,462	7,048	7,079
公費負担額（千円）	1,703,649	1,773,849	1,869,470	1,926,623	1,988,786

(健康長寿課調)

※ 1 さいたま市、川越市、越谷市、川口市分を含む。

※ 2 平成 27 年 1 月 1 日から新たに追加された疾患群

※ 3 平成 30 年 4 月 1 日から新たに追加された疾患群

第6 関係団体との連携

1 恩賜財団母子愛育会埼玉県支部

地域における母子保健推進の重要な役割を担う母子愛育会埼玉県支部に対し運営費を補助し、組織の育成強化を図っている。

当団体は、母と子の幸せや地域住民の健康意識の高揚を図り、住民と行政が一体となった地域保健活動を展開するため、家庭訪問、乳幼児健康診査等への協力、公民館を拠点とした子育て支援活動などのボランティア活動を行っている。

支部長：村田 朝子 事務局：埼玉県保健医療部健康長寿課内

研修会等の実施状況（R5 年度）

実施年月日	内容	講師
5月29日	定期総会 研修会「親子育～子育ての知恵/妻と夫のパートナーシップ」	宇都宮共和大学 日吉佳代子氏
9月26日	実技研修会 「身近な物で作る楽しいおもちゃ」	ベビーセラピスト 村串和美氏
3月18日	愛育のつどい 講演会「女性の生涯を通じた性と健康」	総合母子保健センター愛育病院 院長 百枝幹雄氏

2 埼玉県小児保健協会

埼玉県小児保健協会に対し運営費を補助し、小児保健の充実強化を図っている。当協会は、小児保健活動の推進・向上を目指して活動する会員へ研修、連携、情報交換などの場を提供している。

会長：峯 真人 事務局：埼玉県立小児医療センター内

主な事業（R5 年度）

実施年月日	事業	テーマ
7月15日	第97回研究会	感染症から子どもと、その周囲を守る
10月21日	第98回研究会	災害時医療と保健
2月18日	小児保健 セミナー	乳幼児健診でよく見られる疾患